

後期高齢者医療制度加入のみなさんへ

○後期高齢者医療被保険者証の更新について

現在お使いの後期高齢者医療被保険者証は、平成25年7月31日が有効期限となっていますので、更新を下記日程のとおり行います。

保険証と印鑑をご持参のうえ、忘れずにお受け取りください。

更新後の有効期限は2年間で平成27年7月31日となります。(ただし、保険料の滞納などの理由により納付相談の必要な方については、有効期限及び更新時期が異なる場合があります。)

【後期高齢者医療被保険者証の交付日程】

月 日	地 区	交 付 場 所	時 間
7月25日(木)	原 田	原田地区生活改善センター	午前9時30分～午前10時
	矢 越	矢越地区生活改善センター	午前10時20分～午前10時
	磯 谷	磯谷地区漁民研修センター	午前11時20分～午前11時
	長 後	長後地区生活改善センター	午後2時～午後2時20分
	福 浦	福浦へき地診療所	午後2時50分～午後3時20分
	牛 滝	牛滝へき地診療所	午後4時～午後4時30分
7月26日(金)	川 目	川目地区生活改善センター	午前9時～午前9時30分
	古佐井	アルサスしおさいホール前	午前9時～午後3時
	大佐井		午前9時～午後3時

※都合により当日受け取れない方は、後日役場住民福祉課でお受け取りください。

○後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証について

現在お使いの後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証は、平成25年7月31日が有効期限となっております。

平成24年中の所得状況等により、平成25年度も引き続き低所得Ⅱまたは低所得Ⅰと判定された方については、新たに被保険者証とともに新しい認定証が交付されますので、更新手続きの必要がありません。

なお、新しい認定証の有効期限は、平成26年7月31日となります。

○平成25年度の保険料がきまりました

保険料額決定通知書を発送いたしますので、ご確認ください。

■保険料の決まり方(年額)

$$\begin{array}{l}
 \text{〔被保険者全員が納める額〕} \qquad \qquad \qquad \text{〔所得に応じて納める額〕} \\
 \text{均 等 割} \qquad \qquad \qquad \text{+} \qquad \qquad \qquad \text{所 得 割 額} \qquad \qquad \qquad \text{=} \text{青森県の保険料} \\
 \text{(40,514円)} \qquad \qquad \qquad \text{(基礎控除後の所得} \times \text{所得割率(7.41\%))} \qquad \qquad \text{(限度額55万円)}
 \end{array}$$

○保険料の軽減措置について

所得が一定額以下の場合、保険料が軽減されます。詳しくは保険料額決定通知書をご覧ください。

○保険料の減免等について

天災その他特別な事情で、医療機関等の窓口負担や、保険料を支払うことが著しく困難になった場合は、申請により減免等をうけられることがありますので、お早めにご相談ください。

【お問合せ】住民福祉課 税務・国保部門 担当：鹿島、東出

国民健康保険税(第1期)、後期高齢者医療保険料(第1期)の納期は、

7月31日(水)です。忘れずに納入しましょう!

※諸事情により、納期ごとの支払いが困難な方は、分割による支払いも可能です。

お気軽に住民福祉課 税務・国保部門までご相談ください。